

財熊県P教第156号

令和7年11月12日

PTA会長 様

学校長 様

一般財団法人 熊本県 PTA 教育振興財団

理事長 松島 雄一郎

令和8年度 熊本県 PTA 共済ご契約団体における組織の確認について

日頃より貴PTAにおかれましては大変、お世話になっております。

さて、当財団が運営しております「PTA 共済」は、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいております。

共済契約締結可能な団体とは当該学校の保護者と教職員で構成される団体との定めがあります。

ところが今年度の契約に際し、一部の団体において保護者組織のみで構成される団体が見受けられました。

よって、令和8年度ご契約にあたり熊本県PTA共済規程事業方法書第10条3項にあるとおり、当該団体における団体会則（規約）・組織図の確認を行うこととなりましたのでご担当者には大変お手数おかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、保護者組織のみで構成される団体につきましては契約（加入）出来ませんのでご注意ください。